平成２９年（フ）第４１８６号
大阪府東大阪市小若江２丁目11番11号
債務者　古地　祐太
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９８号
大阪府東大阪市小若江１丁目19番６号
債務者　板東　　均
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９６号
大阪府摂津市一津屋３丁目４番21―301号
債務者　政岡智加子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９９号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目23番８号　加藤マンション403号
債務者　村上　忠和
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１１号
大阪市天王寺区大道５－３－４―303、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台３丁目３番地58
債務者　奥田　香織
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４１号
大阪府吹田市泉町４丁目７番12号（303）、前住所大阪府吹田市山手町２丁目19番６号
債務者　東堂　　忠
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４６号
大阪府摂津市千里丘６丁目６番23―301号
債務者　海堀　伸子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６２号
大阪府東大阪市中新開２丁目６番８号
債務者　上田千恵美（旧姓丸野）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２６号
大阪市城東区今福東１丁目８番15―1104号
債務者　小野田かおる
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５号
長崎県大村市鬼橋町1073番地17
債務者　中川内ミチ子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
長崎県大村市鬼橋町1073番地17
債務者　中川内　力
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第５４５号
仙台市青葉区栗生４丁目17番地の８　ウェックコート栗生壱番館２－Ｃ
債務者　田代由利絵
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５６４号
仙台市泉区虹の丘１丁目10番地の３　パシフィック虹の丘305
債務者　桑島　政子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３４号
仙台市青葉区八幡６丁目８番１―803号
債務者　佐藤　美佳
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６４２号
仙台市泉区館４丁目24番地の13
債務者　松島　美紀
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６４４号
仙台市泉区松森字中道22番地の１
債務者　齋藤恵里子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
千葉県茂原市東郷468番地２（松美第２マンション102号）
債務者　小高　茂明
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係